

令和 8 年度医療機関機能・病床機能・外来機能報告 紙媒体入手希望申請書 記入要領

紙媒体入手希望申請書の概要

(1) 紙媒体入手希望申請書の目的等

医療機関機能・病床機能・外来機能報告は、報告の正確性の観点から、可能な限り医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告をお願いしていますが、インターネット環境が整っていないため G-MIS による報告ができない医療機関等の理由により紙媒体での報告を希望される場合には、「紙媒体入手希望申請書」をご記入の上、ご提出ください。

ただし、紙媒体を希望されますと、特に診療実績の多い医療機関において、医療機関機能・病床機能報告「報告様式 2」の紙媒体の枚数が膨大になる可能性がありますので、可能な限り、G-MIS での報告を行っていただくようお願いいたします。

なお、G-MIS の WEB フォーム上で入力した報告内容は、PDF ファイルでダウンロードすることができますので、院内での決裁等に印刷してご活用いただけます。

また、紙媒体の報告様式発送は、受付から発送までに 5～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 紙媒体入手希望申請書の提出方法

紙媒体入手希望申請書へ記入し、原則、10 月 26 日（必着）までに同封の返信用封筒にて郵送又は

(3) の問い合わせ窓口にて FAX でご提出ください。

(3) 問い合わせ窓口

紙媒体入手希望申請書に関してご不明点がある場合には、下記までお問い合わせください。

問い合わせ窓口 厚生労働省「令和 8 年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先 報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）

電話（フリーダイヤル）：0120-142-305 [平日 9:00～17:00 受付]

FAX（制度運営事務局専用）：03-5615-9278 [24 時間受付]

※番号のお間違えには十分ご注意ください

※問い合わせ窓口の開設期間は令和 8 年 9 月 24 日 9:00～12 月 28 日 17:00 です

記入の手引き

- 貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関・病床・外来管理番号、医療機関住所、本報告のご担当者、病院・有床診療所の種別等について、施設管理者及び事務部門のご担当者をご記入ください。

◎医療機関・病床・外来管理番号 (送付状に記載の8桁コード)	送付状の医療機関・病床・外来管理番号と相違ないか、ご確認ください。
◎貴院名	貴院の医療機関名称をご記入ください。
◎医療機関コード	令和7年4月分から令和8年3月分の診療報酬請求データをもとに、医療機関機能・病床機能報告「報告様式2」及び外来機能報告「報告様式2」に診療実績をプレプリント(※)しますので、令和7年4月から令和8年3月の医療機関コードをご記入ください。医科、歯科の両方のコードがある場合は両方ご記入ください。 また、年度の途中で医療機関コードの変更があった場合は、変更前のコードと変更後のコード及びいつから変更になったかをご記入ください。 ※オンライン又は電子媒体(フレキシブルディスク(FD)、光ディスク(MO)、光ディスク(CD-R))を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にあらかじめレセプト集計結果が記載(プレプリント)されます。ただし、令和8年5月以降に、令和7年4月から令和8年3月診療分を月遅れ分として請求している医療機関、紙レセプトにより請求を行っている医療機関等では、プレプリントされません。
◎医療機関住所	貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。
◎回答者	報告様式をお受取りいただくご担当者の氏名及び部署名、電話番号についてご記入ください。入手希望申請書に記載の内容についてお問い合わせをする場合があります。
◎紙媒体を希望する理由	紙媒体を希望する理由を、選択肢から選びチェックしてください(複数回答可)。『その他』を選択された場合は、その理由を自由記入欄に記載してください。
◎病院・有床診療所の種別	令和8年7月1日時点における貴院の病院・有床診療所(診療所・歯科診療所)の種別をご記入ください。 また、施設種別が【病院】の場合は、事務局から送付する病棟票の部数をお知らせいただく必要があるため、報告対象となる一般病床又は療養病床を有する病棟数をあわせてご記入ください。 ※医療機関機能・病床機能報告病棟票では、病院の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料(特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料1～4を算定する場合は除きます。)を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の1単位をもって病棟として取り扱います。また、休棟中の病棟であっても許可病床として一般病床・療養病床を有する場合は、「病棟票」の作成が必要です。